

## 学び直し支援金のお知らせ

～再入学された方への授業料支援～

- 高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制課程の場合は最長1年間）、「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料と学び直し支援金を相殺することで、授業料の負担がなくなります。
- 審査の結果、所得要件を満たさない方は、授業料をご負担いただきます。

### 対 象 者

次のすべてに該当する方

- ① 高等学校等を退学したことがある方
- ② 高等学校等を卒業又は修了していない方
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）を超える方
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した方（就学支援金制度の対象者であった方）
- ⑤ 通信制課程においては、卒業に必要とされた単位として認定を受けた単位数、就学支援金の支給単位数及び学び直し支援金の支給単位数の合計が74単位を超えていない方
- ⑥ 保護者（親権者）全員分の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円（年収約910万円）未満の方

#### 【算定式】

（市町村民税の）課税標準額×6%－（市町村民税の）調整控除の額

※ 6%は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は、調整（3/4を乗じる）が必要）。

※ 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円を減じることとする。

### 提 出 期 限

就学支援金の受給が終了する翌月末

### 提 出 書 類

裏面を参照してください。

※ 個人番号カード等のコピー又は課税証明書等のどちらで申請するかによって、提出書類が異なります。（個人番号カードのコピー等で申請し、認定された方は、ご家庭の事情が変わらない限り、翌年7月の手続きが不要になります。）

【問合せ先】神奈川県立〇〇〇〇〇〇学校 事務室（電話）\*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

## 《個人番号カード等のコピーで申請する場合》

- ① 高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（第1号様式（その1））
- ② 個人番号カード等のコピー貼付台紙（学び直し支援金用）
  - ※ ②には、保護者全員の次のア～ウのいずれかの書類をのり付け又は添付してください。
    - ア 個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー
    - イ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
    - ウ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
      - ※ 住民票又は住民票記載事項証明書は、保護者（親権者）以外の方の個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご提出ください。
  - ※ 個人番号通知書、個人番号カード交付申請書やそれらのコピーは、法律上、マイナンバーの確認書類とはならないため、使用できません。



**【注意】**  
個人番号通知カードは、  
原則として、使用できません。



ただし、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別）が変更発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、使用可能です。

- ③ 保護者全員の顔写真付き身分証明書のコピー
- ④ 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本（2023年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの）
  - ※ 既に就学支援金の申請（届出）で個人番号カード等のコピーを提出している場合は、②及び③を提出する必要はありません。
    - ただし、その場合は、①の書類の裏面の＜確認事項＞の□に必ずチェックを入れてください。

## 《課税証明書等で申請する場合》

- ① 高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（第1号様式（その2））
- ② 課税証明書等（保護者全員の次のア～ウのいずれかの書類を添付してください。）
  - ア 2023年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
  - イ 2023年度 市町村民税・県民税 課税（非課税）証明書の原本又はコピー
    - ※ お住いの市区町村の税担当部署で発行を受けることができますが、これに加えて、令和2年7月から原則、補足の証明書も必要となるため、発行を受ける際は、別添の「高等学校等学び直し支援金に係る課税証明書（補足）の発行について」を市区町村の窓口に提示してください。
  - ウ 生活保護受給証明書の原本（2023年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの）
- ※ 既に就学支援金の申請（届出）で、該当年度課税証明書等を提出している場合は、②を提出する必要はありません。
  - ただし、その場合は、①の書類の裏面の＜確認事項＞の□に必ずチェックを入れてください。

この書類を市町村役場の  
窓口へ提出してください

## 高等学校等学び直し支援金に係る 課税証明書(補足)の発行について

### ◆ 課税(非課税)証明書で学び直し支援金の申請をする保護者の方へ

課税(非課税)証明書の発行を受ける際には、この用紙を、お住まいの市区町村の税担当部署に提示してください。

### ◆ 市区町村の税担当部署の方へ

この用紙の提示を受けましたら、課税(非課税)証明書に加えて、裏面の「高等学校等学び直し支援金に係る課税証明書(補足)」またはこれに代わる書面を発行していただきますようお願いいたします。

※ 課税(非課税)証明書により、「課税所得額(課税標準額)」及び「調整控除の額」の確認ができる場合は、裏面の様式の発行は不要です。

殿

(氏名)

## 高等学校等学び直し支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に基づき実施される、高等学校等学び直し支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。)については、下記の通りです。

### \_\_\_\_年度(\_\_\_\_年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) \_\_\_\_\_ 円
- 合計所得金額 \_\_\_\_\_ 円
- 総所得金額等 \_\_\_\_\_ 円
- 扶養親族の合計 \_\_\_\_\_ 人 (※同一生計配偶者を含む)  
    (内、16歳未満扶養者数 \_\_\_\_\_ 人)
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○  
    特別障害    その他の障害    寡婦    ひとり親  
    勤労学生    未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 \_\_\_\_\_ 円  
    ※市町村民税相当分

日付            令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名    \_\_\_\_\_

担当部局課名    \_\_\_\_\_

公印※省略可

(令和5年3月改訂版)